

## 由布市発注工事に係る入札金額内訳書の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）が改正（R7.12.12 施行）されたことに伴い、由布市発注工事について、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化します。  
(入契法第 12 条関係)

### 【概要】

- 現在、市が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は、入札書提出時に「入札金額内訳書」を提出していただいております。
- このたび、入契法の改正に伴い、『法定福利費の事業主負担分』、『材料費』、『労務費』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の5項目を「入札金額内訳書」に内訳として明示することが必要となりました。

### 【対象】

- 令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うすべての工事から試行運用します。
  - (1) 試行運用の期間は1年間を予定しています。
  - (2) 『材料費』、『労務費』、『法定福利費の事業主負担分』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の5項目が内訳明示されなかった場合でも、試行運用の期間は入札無効としません。
  - (3) 随意契約により発注する工事は対象外です。